

大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について（令和4年3月22日改正）

1 履修証明制度の概要及び経緯

- ① 大学（専門職大学，大学院（専門職大学院を含む。以下同じ。）及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。），高等専門学校及び専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）においては，科目等履修生制度や公開講座等を活用して，その教育研究の成果を社会へ提供する取組が行われてきたところであるが，より積極的な社会貢献を促進するため，学生を対象とする学位プログラムの他に，社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学修プログラム（以下「履修証明プログラム」という。）を開設し，その履修者に対して法令に基づく履修証明書を交付できるよう，学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行により履修証明制度が創設され，大学等において同制度が位置付けられているものであること。
- ② 履修証明制度は，大学等における社会人等を対象とした様々な学習機会の提供を一層促進するために制度上の位置付けをしたものであり，各大学等が実施する類似の取組を制約するものではないこと。一方，学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条に基づき編成された履修証明プログラムについては，これを修了した者に交付される履修証明書を学校教育法に基づくものとして位置付け，履修証明書にその旨を記載することが可能であること。
- ③ 大学等における履修証明は，各大学等の自主性・自律性に基づき，多様な分野において多様な取組が行われることを期待しており，履修証明プログラムの目的，分野，内容，修了要件については各大学等において適切に設定されるべきものであること。
- ④ 履修証明制度については，各大学等における実施状況や「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）における提言等を踏まえ，社会的なニーズの高まりに応えてリカレント教育を推進するため，学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成31年文部科学省令第2号）の施行により，総時間数の下限について「120時間以上」から「60時間以上」に短縮されるとともに，学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第11号）及び大学院設置基準等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第6号）が施行され，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第2項等の規定により，大学の定めるところにより当該大学の学生以外の者で履修証明プログラムを履修する者に対して単位を与えることができることとすることに加え，履修証明プログラムの編成に当たってあらかじめ公表すべき事項として単位の授与の有無及び実施体制を新たに加えるなどの見直しが行なわれたこと。

2 履修証明プログラムの編成・実施

- ① 大学が履修証明プログラムを開設し，その履修者に対して法令に基づく履修証明書の交付を行うに当たって，文部科学大臣の認可や届出の手續は不要であること。なお，履修証明を行うことについて学則への記載は必須でないこと。

一方、学校教育法施行規則第 164 条第 5 項の規定に基づき、履修証明プログラムの編成に当たって、当該履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無（単位を授与する大学が編成する場合に限る。）、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表する必要があること。なお、公表の方法としては、大学が作成するホームページや募集要項等への掲載が想定されること。

- ② 学校教育法施行規則第 164 条第 1 項においては、履修証明プログラムは体系的に編成することとされており、単に総時間数が 60 時間以上に達しているだけでなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要であること。
- ③ 履修証明プログラムの総時間数については、当該課程を構成する講習若しくは授業科目又はこれらの一部の実時間数を合計したものであること。このため、履修証明プログラムの講習又は授業の方法としては、大学設置基準等に規定する講義、演習、実験、実習、実技等の面接授業、多様なメディアを高度に利用して行う授業の他、大学通信教育設置基準（昭和 56 年文部省令第 33 号）に規定する放送授業によることを想定しており、通信教育における印刷教材等による授業は想定していないこと。
- ④ 履修証明プログラムの履修資格は、高等学校卒業者や高等学校卒業程度認定試験の合格者、各大学による個別の入学資格審査の合格者等の大学入学資格を有する者のうちから各大学等が定める者に認められること。また、大学院が開設する履修証明プログラムの履修資格にあつては、大学院入学資格を有する者のうちから各大学院が定めることを想定していること。なお、履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として編成されるものであるが、当該大学等の学生が履修証明プログラムを履修し、履修証明書の交付を受けることを妨げるものはないこと。
- ⑤ 履修証明書の記載内容については、学校教育法施行規則第 164 条第 6 項の他、別添 3 の様式例を参照されたいこと。また、履修証明書の署名は、学長名の他、履修証明を実施する体制等に応じ、例えば学部長名や研究科長名等とすることも想定されること。
- ⑥ 履修証明プログラムを編成・実施するために整備すべき必要な体制としては、履修証明に関する学内委員会等を設けることが想定されるが、必ずしも専門の組織を新たに設けることを求めるものではなく、例えば、大学の生涯学習センター等の既存の組織においてその役割を担うことも想定されるものであり、履修証明プログラムの内容等に応じて各大学の判断により適切な体制を整備されたいこと。

また、必要な体制の整備に当たっては、履修証明プログラムが各大学の教育活動の一環であることに鑑み、大学設置基準第 7 条第 2 項等の規定に準じて行うことが求められること。

- ⑦ 履修証明プログラムにおける講習又は授業科目等の担当は、実施主体である大学の教員として位置付けられた者が、当該講習又は授業科目の実施計画を作成し、自ら講義等を実施し、履修者の成績評価を行うことが想定されているが、これらを補助する者として、例えば学外から講師を招聘することは可能であること。
- ⑧ 履修証明プログラムを実施するために固有に必要な教員数や校地・校舎面積の基準は定めていないが、履修証明プログラムを開設することにより学位を与える課程の教育に支障があつてはならず、大学設置基準第 31 条第 4 項及び第 5 項等の規定により、学生以外の者を相当数受け入れる場合には、相当の専任教員や校地・校舎面積を増加するとともに、一クラス当たりの人数は教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする必要があることに留意すること。

- ⑨ その際、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成19年7月31日付け号文部科学省高等教育局長通知（19文科高第281号））の第1(2)五を踏まえ、大学設置基準第31条第4項の「相当数」については、個別具体の事例に即して判断されることになるが、例えば、科目等履修生等の数を履修科目の単位数を勘案して学生数に換算した上で、本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超える場合などが想定されること。また、同条第5項の「第24条の規定を踏まえ」については、一の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を踏まえるという趣旨であること。
- ⑩ 履修証明プログラムの修了者から履修証明書の再交付を求められた場合などに対応できるよう、学位を与える課程の学籍に関する記録に相当するものを作成しておくことが求められること。その保存期間については、学校教育法施行規則第28条第2項の規定に準じて取り扱うことが期待されること。
- ⑪ 履修証明制度の社会的認知及び評価を高めるため、各大学においては、社会や産業界の教育ニーズも踏まえながら、履修証明プログラムの内容及び方法等の不断の改善に努めるとともに、当該プログラムの学修成果や各種検定・資格等との連携、修了者の活躍状況等について、公表内容の充実に努めること。
- ⑫ 高等専門学校及び専修学校における履修証明については、上記①～⑪に準じて取り扱うものとする。

3 大学等における履修証明プログラムの履修者に対する単位授与等

- ① 履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として開設されるものであり、大学に学生として在籍し、所要の単位を修得して学位を取得するための学位を与える課程とは異なるものであることから、履修証明プログラムの修了そのものに対して直ちに単位を授与できるものではないこと。

ただし、大学設置基準第31条第2項等の規定により、単位を授与する大学は、当該大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で履修証明プログラムを履修する者に対し、単位を与えることが可能であること。

また、同基準第29条第1項等の規定により、単位を授与する大学は、当該大学の定めるところにより、学生が行う、大学が編成する履修証明プログラムにおける学修、高等専門学校の履修証明プログラムにおける学修で単位を授与する大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの及び専修学校が編成する履修証明プログラムにおける学修で単位を授与する大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて、単位を与えることが可能であること。ただし、大学院が開設する履修証明プログラムの履修者に対する単位授与にあつては、大学院設置基準第15条において読み替えて準用する大学設置基準第29条第1項等の規定により、単位を授与する大学は、当該大学の定めるところにより、学生が行う、大学院が編成する履修証明プログラム（履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修について、単位を与えることが可能であること。

なお、履修証明プログラムを構成するものの中に授業科目が含まれており、学生以外の者が履修する場合には、単位を授与する大学は、大学設置基準第31条第1項等の規定により、当該授業科目について科目等履修生として位置付けることにより、単位を与えることが可能であること。ただ

し、この場合、履修証明プログラム全体に対する単位授与と重複して二重に単位を授与することは適切ではないこと。

- ② 大学設置基準第 31 条第 2 項等の規定により、単位を授与する大学が履修証明プログラムを履修する者に対し、単位を与えるに当たっては、当該プログラムの内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案し、単位授与の際の単位数の目安をあらかじめ設定した上で適切に単位を授与すること。

単位授与の際の単位数の目安は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることなど、学位を与える課程における授業科目への単位授与に係る大学設置基準等の諸規定を踏まえ、各単位を授与する大学において適切に設定されるべきものであること。

- ③ 履修証明プログラムへの単位授与の有無については、1 ④及び 2 ①にあるとおり、あらかじめ公表することが求められるが、その際に、3 ②にある単位授与の際の単位数の目安についても併せて明らかにすることが望ましいこと。また、単位授与の際の単位数の目安の根拠として、大学設置基準第 25 条の 2 を踏まえ、シラバス又はそれに準ずるものを作成し、授業の方法及び内容、授業の計画並びに学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示することが望ましいこと。

- ④ 履修証明プログラムの社会的認知及び評価を高めるため、当該プログラムが単位授与の対象となる場合には、履修証明プログラムを履修する者や履修を希望する者等に対して、当該授与された単位が大学入学前の既修得単位の認定や、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用できることを示すことが期待されること。